

さ担 第 2290-7 号
令和7年 2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さつま町長 上野 俊市

市町村名 (市町村コード)	さつま町 (46392)	
地域名 (地域内農業集落名)	泊野区 (泊野高峰・きらら)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 23 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山間地域の自然環境に恵まれるが、鳥獣被害も多く農業者が減少してきており、労働力の確保に苦慮している。棚田や寒暖差を利用した安全でおいしい農産林物の活用と、安心して生産に取り組めるよう有害鳥獣対策に取組み、生産性の向上を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、「きらら米」のブランド化の検討や地域の特性を活かした早彫り筍の栽培、山菜などの山菜栽培の継続的な研究を進めながら、栽培体系の確立を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間直払事業及び多面的機能支払交付金事業の対象地を中心に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内外の担い手に対して農地の利用権設定を進め、栽培管理や経費削減につながるよう集積・集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸し借りは、原則として農地中間管理事業を活用する。 ・離農、リタイアする人は、原則として農地バンクへ農地を貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業施設の現地に見合った必要な基盤整備を検討・実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策の実施。ヤマヒル対策の研究。
- ⑦農業設継続的な管理作業の実施。
- ⑧中山間直払制度を活用して、農業施設について現地に見合った必要な基盤整備の検討。
- ⑨観光たけのこ園を今後も継続しながら、情報発信と都市との交流を深める。
- ⑨未耕作地を対象とした農地オーナー制度の研究。
- ⑨きらら米のブランド化の推進を図る。
- ⑨山菜栽培の継続的な研究。